

2011年4月8日

支援者である NPO への支援の必要性

～復興から未来に向けて、雇用と生活基盤回復を展望して～

義捐金から活動支援金へ

特定非営利活動法人市民フォーラム21・NPOセンター事務局長・
一般社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事兼事務局長
藤岡 喜美子

特定非営利活動法人日本ケアシステム協会会長・
新しい公共をつくる市民キャビネット共同代表
兼間 道子

●趣旨

かつてない規模の東日本大震災の被害の状況を目の当たりにし、全国各地、各セクターにおいて被災地支援の動きが始まっています。このたび被害にあわれたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。また被災地の方々への支援活動に邁進されているみなさまに、心より敬意を表します。

今回の東日本で発生した震災は、私たちの出来事に他なりません。

今後、復興は長期にわたると思われ、私たちは、復興の道を被災地のみなさまとともに歩んでいきたいと思えます。

私たちNPOに関わるものとしては、そうした全国の動きに参加しつつも、独自に、被災地のNPOが全国のNPOと連携し、救援、復興の過程において有効な活動を展開することができるようにすることが不可欠だと考えます。そのことにより、被災地において雇用が生まれ、前向きな生きがいを持ち、それぞれに居場所ができます。

「支援者への支援」です。

日本において、NPOが独自の存在感と役割を示し、政府・行政セクター、企業セクター、サードセクターが一体的に変化し、多面的な社会をめざしてきた私たちとして、大きな打撃を受けたであろう被災地のNPOのみなさまが早期に立ち直り、また、新しく結成され、組織化されたNPOが、救援や復興の過程において有効な活動を展開されるように政府・行政セクター、企業セクター、サードセクターが一体となり後方支援をしていくことが求められています。

●提案

義捐金の1割を活動支援金としての基金とすることを提案
します。

●基本方針

- ・ 中長期的な復興の支援をするために、被災地のNPOの活動を支援していきます。
- ・ 被災者を受け入れるNPOの活動の支援をしていきます。
- ・ そのための活動支援金を集めていきます。

●効果

他地域のNPOや企業、寄付を集めている組織等が被災者を支援しているNPOの活動を支える
ことで

1. 被災地のNPOの活動基盤が整備されていきます。
2. それにより、被災地のNPOが現地の人々を雇用することができます。
3. 被災地のNPOが利用者目線の継続的なサービス提供し、着実な復興をめざしていく
ことができます。

●さいごに

地域の住民自治をどのように確立させるのか、被災地や被災者へのみなさまへのサービ
スをどのように提供していくのか。住民が主役のまちづくりのために、私たちは、復興期
から未来に向けて、組織化され、自らの意思で継続して活動ができるNPOを数多く育成支援
していくことが緊要と考えます。

東日本大震災の救援と生活復興に向けた緊急提言

新しい公共をつくる市民キャビネット農都地域部会からのプレゼン

東北・関東大地震による津波が東北・関東地方を襲い多くの命と生活を奪った。それに福島原子力発電所の事故は、いまだ予断を許さない状態にある。

津波被災した地域、原発事故の汚染地域への全面復帰は容易ではなく、当面は限定的な復帰となり、全体的には長期的な復興期間になると観られる。

いまなすべきことは、総合的な緊急災害復興事業の確定。とりわけ 20 万人超といわれる避難者が安心して生活復興できる移住場所の確保である。

全国的に所在する遊休農地、空き屋、空き施設を再活用した有機農業等の導入による農山村地域の再生である。食糧の質と量の安全保障を担保することを目指した農業者等と都市市民が連携した国民的な復興事業の推進である。

更には、再生可能なエネルギーと省力化、情報化を活かした 6 次産業化と新たな生活様式を創り上げる構造改革をいま果たさなければならない。

東日本大震災は、これまでの経済・社会システムやライフスタイルを継続することを困難にしている。これが契機になり我が国はパラダイム転換する状況になってきた。この観点から次の事項を緊急提言としてまとめ政府・地方自治体はじめ、各企業・団体、全国の生活者にアピールする。

提言<その1>

政府・都道府県は、東日本大震災に対応し、全国の遊休農地・空き家・空き施設の公的借上と利用権貸与する構造特区を指定し被災者の優先入植を慫慂する。公的借り上げ者（政府・都道府県）は、入植者、支援法人（農業法人、新公益法人、特定非営利活動法人等）と事業協定をする「生活復興システム」を導入し早急に実施することを提言する。以下、その概要である。

- ① 政府・都道府県は、遊休農地、空き家、空地・空き施設を公的に借上げ、利用権による貸出をする制度をつくり、入植者の募集ができる構造特区を全国的に指定する。被災者の受入れをする市区町村・地域には、災害復興に関わる特別復興施策等による事業予算を付け優先指定する。
- ② この実践地域・自治体と事業法人は都道府県に登録し、公的借り上げ者（政府・都道府県）は入植者及び協働する法人（市区町村と連携している、農業法人、新公益法人、特定非営利活動法人、農都協同マネジメント法人等）と双務協定（コンパクト）を締結する。
- ③ 有機農業を活かした食と再生可能なエネルギーの活用推進、被災者の入植をサポートするネットワーク及びインストラクターの養成制度、被災受講者の研修支援、都市生活者向けの農力研修等の制度を創設する。

以上

平成 23 年 4 月 5 日

新しい公共をつくる市民キャビネット農都地域部会
代表 河口博行